

高知県広域観光推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県広域観光推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、地域が主体となった全国からの誘客に繋がる観光地づくりを推進するため、その中心的役割を担う広域観光組織の備えるべき機能の強化及び地域が主体的に取り組む地域博覧会開催の支援を目的として、第4条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるもので、高知県広域観光推進事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）で定める要件を満たすものとする。

(1) 地域博覧会開催支援事業 地域への誘客促進、観光地としての認知度向上及び受入体制の整備並びに広域観光組織のコーディネート機能の強化に資することを目的として開催する地域博覧会であって、次の表に定める条件を満たしているもの

開 催 期 間	原則6月以上開催されること。
開 催 エ リ ア	産業振興計画で定める広域ブロック以上の地域で開催すること。
そ の 他	地域アクションプランに位置付けられていること又は今後追加が予定されていることを産業振興推進本部が認めたもの。

(2) 広域観光推進事業 企画・統括、情報発信、旅行商品造成・販売、観光人材育成、広域観光のブランド化に関する取組等であって、広域観光組織の機能強化による広域的な観光振興に資するもの

(補助事業者等)

第4条 補助事業者、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1及び別表第2並びに交付要領に定めるとおりとする。ただし、算出された補助金額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による事業実施計画書を、別記第2号様式による補助金交付申請書及び交付要領に定める書類を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めた場合は、当該申請をしたものが別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、交付要領の規定に基づいて補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 第2条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。第4条に規定する事業実施主体（間接補助事業者を含む。）に補助金を交付する場合においても、同様の条件を付さなければならない。なお、間接補助事業者からの交付申請に当たっては、別記第3号様式による誓約書兼同意書を添付させなければならない。

(1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに別記第4号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けること。

(2) 補助事業の執行に際しては、県又は市町村等の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(3) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。

(5) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(6) 県税の滞納がないこと（納税義務がある場合に限る。）及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(7) 補助事業者が解散するときは、補助事業者たる地位を次に掲げる者のいずれかに承継させなければならないこと。この場合において、被承継人及び承継人の双方が記名押印した補助事業者たる地位の承継に関する覚書（任意様式）を知事に提出しなければならないこと。

ア 事業実施主体（補助事業者を除く。）

イ 補助事業者の構成員、出資者又は出えん者

ウ ア及びイに掲げる者のほか、知事が承継人として承認した者

(補助事業の重要な変更)

第8条 補助事業について次の各号のいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第5号様式による補助金変更申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の中止又は廃止

(2) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額

(3) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更で交付要領に定めるもの

2 第6条の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経

過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第6号様式による補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項の補助金実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業者が事業実施主体の場合

ア 契約書等の写し（補助事業分に限る。）

(ア) 契約書（契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が表示されているページのみとする。）

(イ) 契約の変更があった場合は、その事実を確認することができる請書等

(ウ) 契約が2件以上にわたる場合は、別記第7号様式による契約状況総括表（実績報告）

イ 完了検査調書の写し

ウ 完成写真、図面等実施した補助事業の内容が分かる資料

(2) 補助事業者以外が事業実施主体の場合

ア 補助事業者の補助金交付決定通知の写し

イ 補助事業者の補助金検査調書の写し

ウ 完成写真、図面等実施した補助事業の内容が分かる資料

3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額）を別記第8号様式による消費税仕入控除税額等報告書を知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の支払）

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる（原則として、補助金以外の財源を優先的に充当し、なお不足が生じる場合に限る。）。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第9号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（遂行状況の確認等）

第11条 知事は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。この場合において、補助事業者及び事業実施主体は、知事からの報告の求め又は調査に応じなければならない。

2 知事は、前項の規定により報告を求め、又は必要な調査を行った結果、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業の全部又は一部について、中止又は変更を文書で指示することができる。この場合において、知事は中止の指示をするときは、高知県広域観光推進事業費補助金審査要領に基づく高知県広域観光推進事業費補助金審査会の意見を聴かななければならない。

3 前項の指示があったときは、補助事業者は直ちにその指示に従わなければならない。

- 4 補助事業者は、間接補助事業を行う場合は、間接補助事業者に対して、前3項に規定する条件と同様の条件を付さなければならない。
- 5 第2項の指示により補助事業の内容を変更した場合の手続については、第8条の規定を準用する。

(財産の処分の制限等)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得した財産のうち、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の施設財産、機械及び器具等（以下この条において「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 知事は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- 3 補助事業者は、補助事業の実施年度に取得財産等があるときは、別記第10号様式による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、第9条第1項の補助金実績報告書に添えて提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、間接補助事業を行う場合は、間接補助事業者に対して、第1項本文及び第2項に規定する条件と同様の条件を付すとともに、別記第10号様式による取得財産等管理台帳を備えさせ、管理させなければならない。

(事業成果のフォローアップ)

第13条 補助事業者及び事業実施主体は、補助事業の実施年度の翌年度から5年間事業成果等についてフォローアップを行うものとする。

- 2 知事は、補助事業者の策定する中期又は中長期の広域観光振興計画で定める目標の達成状況等について検証するものとする。
- 3 知事は、必要に応じ、補助事業者又は事業実施主体に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者及び事業実施主体は、知事からの報告の求め又は調査に応じなければならない。

(グリーン購入)

第14条 事業実施主体は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号及び第4号、第9条第4項、第12条、第13条並びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月27日から施行する。ただし、平成27年度事業に係るものについては、平成27年4月1日に施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月21日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助事業	補助事業者	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助限度額
地域博覧会 開催支援事業	広域観光組織 が中心となっ て構成された 団体	1 広域観光組 織が中心とな って構成され た団体 2 1の団体の 長が補助を行 う団体 (法人又は交付 要領に定める 団体をい う。)	地域博覧会を構成する上で不 可欠なイベント、広報、演出 等に係る次に掲げる経費 (1) 広報事業費 (2) 誘客事業費 (3) イベント事業費 (4) 事務費	2分の1 以内	1億円

(注) 次に掲げる経費は、補助対象外とする。

- 1 高知県補助金等交付規則第19条第1項の規定により処分を制限される補助の対象となるもののうち、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える施設財産、機械及び器具等の取得に要する経費
- 2 それぞれの市町村が独自で行う地域博覧会に直接関係しない施設整備に係る経費
- 3 用地の取得及び整地に要する経費
- 4 既存の施設、設備等の撤去及び処分に要する経費。改修に伴い発生する撤去に要する経費は、補助の対象とすることができる。
- 5 職員の人件費（補助事業の遂行に必要な業務を補助するために臨時的に雇い入れる者の賃金等を除く。）
- 6 既存施設の改修費で、単なる維持修繕を目的とするもの
- 7 商品の製造に供する原材料費、人件費等の経費（商品の開発、試作品の製造及び市場調査に必要となるこれらの経費を除く。）
- 8 公課費等その他補助することが適当でないとして知事が認める経費
- 9 1から8までに掲げるもののほか、経常経費であると知事が認める経費
- 10 1から9までに掲げる経費を対象経費とした間接補助事業に係る経費

別表第2（第4条関係）

補助事業	補助事業者	事業実施主体	補助対象経費 (注1) (注2)	補助率	補助限度額
広域観光推進事業	交付要領に定める広域観光組織（以下この表において「広域観光組織」という。）	広域観光組織	(1) 広域観光の推進のための企画・統括業務に関する経費 (2) 観光パンフレットの作成等情報発信業務に要する経費 (3) 旅行商品の造成・販売等旅行取扱業務に要する経費 (4) 観光ガイド等観光人材育成業務に要する経費 (5) 地域の広域観光のブランド化の推進に要する経費	2分の1以内	補助対象経費のうち(1)～(5)の業務に取り組む広域観光組織（以下「ステージA」という。） 1 補助事業者当たり2,500万円 （ただし、要件（注3）を満たす場合は、2,800万円とする。 （以下「ステージA加算」という。）） 補助対象経費のうち(1)～(4)の業務に取り組む広域観光組織（以下「ステージB」という。） 1 補助事業者当たり1,400万円 （ただし、平成30年度以降に補助金の交付を決定した年度を起算時点とし、最長3年度を限度とする。）

(注1) 次に掲げる経費は、補助対象外とする。

交際費、食糧費、原材料費、公有財産購入費、扶助費、貸付金、補償補填及び賠償金、償還金、金利息及び割引料、投資及び出資金、寄附金、公課費並びにこれらの経費を対象経費とした間接補助事業に係る経費

(注2) 間接補助事業を実施する場合は、間接補助事業者が広域観光組織の広域観光振興計画に基づき実施する次に掲げる事業に要する経費を補助対象とする。

- (1) 観光商品等の開発、拡充に関して、観光客の継続的な誘客に高い効果が見込まれる事業
- (2) 体験プログラムのインストラクター等又は民泊の推進を目的とした地域の受け皿となる人材の確保又は育成

(注3) 次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 県職員の派遣がないこと。
- (2) 観光庁の登録DMOであること。
- (3) 地域へより経済効果を波及させることを目的に、地域の特性を生かした「デジタル化」「グリーン化」「グローバル化」の全ての取組を行うこと。

別表第3（第6条、第7条関係）

1	暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
2	暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
3	その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
4	暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
5	暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
6	暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
7	いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
8	業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
9	その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
10	その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。